

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きの翌日が休日とする場合)

◆条

例

鳥取県麻薬中毒審査会条例

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部を改正する条例

敬老年金助成条例の一部を改正する条例

鳥取県旅館業法施行条例の一部を改正する条例
鳥取県結核診査協議会条例の一部を改正する条例

鳥取県改良普及員資格試験条例の一部を改正する条例

鳥取県農業改良普及所の位置、名称及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例

病害虫防除所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例の一部を改正する条例

鳥取県団体営土地改良事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例
鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

条

例

鳥取県麻薬中毒審査会条例をここに公布する。

昭和六十一年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第三号

鳥取県麻薬中毒審査会条例

鳥取県麻薬中毒審査会は、麻薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第

五十八条の十三第二項の規定に基づき、同法第五十八条の八第三項の規定により知事が措置入院者につき入院を継続する必要があると認めるときに、

置くものとする。

附 則

鳥取県倉吉労政事務所設置条例を廃止する条例
鳥取県子牛生産検査条例を廃止する条例

鳥取県みづばち転飼条例を廃止する条例
鳥取県水産試験場手数料条例を廃止する条例

鳥取県国民体育大会開催基金条例を廃止する条例

昭和61年3月22日 土曜日

鳥 取 県 公 報

この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。

昭和六十一年三月二十二日

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十一年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第五号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十七年十一月鳥取県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二第一項中「種畜場」を「畜産試験場」に改める。

附 則

この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十一年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

附 則

この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。

鳥取県条例第六号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和三十七年十二月鳥取県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

第二条第二項中「こえる」を「超える」に、「以外の部分を」を「及び

二十五年以上勤続した者の死亡による退職に係る部分以外の部分を」に改める。

第三条第一項中「次条第一項若しくは第二項」を「次条」に改め、同条第二項に次の一項を加える。

三 勤続期間十一年以上十九年以下の者 百分の八十

第四条第一項中「勤続し定年に達したことにより退職した者（職員の定年等に関する条例（昭和五十九年三月鳥取県条例第一号）第四条の規定により勤務した後退職した者を含む。以下同じ。）又は二十一年以上二十五年未満の期間勤続し、その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者若しくは」を「勤続して退職した者（職員の定年等に関する条例（昭和五十九年三月鳥取県条例第一号）第二条の規定により退職した者（同条例第四条第一項の期限若しくは同条第二項の規定により延長された期限の到来又は同条例第五条第一項の任期若しくは同条第二項の規定により更新された任期の終了により退職した者を含む。次条において同じ。）又はその者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。）又は」に、「得て定めるもの」を「得たもの」に改め、同項第四号中「百分の百三十七・五」を「百分の百二十五」に改め、同条第二項中「勤続し」を「勤続した者で、」に、「退職した者」を「退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（前項の規定に該当する者を除く。）」に改め、同条第三項を削る。

第五条第一項中「勤続し定年に達したことにより退職した者、二十五年以上勤続しその者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者」であつて任命権者が知事の承認を得たもの」を「勤続して退職した者（職員の定年等に関する条例第二条の規定により退職した者又はその者の非違によるこ

となく勧奨を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。」に改め、同項第四号中「百分の百六十五」を「百分の百五十」に改め、同条第二項中「勤続し」を「勤続した者で、」に改め、「（公務上の死亡を除く。）」を削り、「退職した者」を「退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（前項の規定に該当する者を除く。）」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（定年前早期退職者に対する退職手当に係る特例）

第五条の二 前条第一項の規定に該当する者のうち、定年に達する日から六月前までに退職した者であつて、その勤続期間が二十五年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められている者の年齢から六十年を減じた年齢以上であるものに対する同項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額及び当該給料月額に退職の日において定められている者の年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額」とする。

第六条の次に次の二条を加える。

（勧奨の要件）

第六条の二 勧奨を受けて退職した者に係る当該勧奨は、その事実について、規則で定めるところにより、記録が作成されたものでなければならぬ。

第七条中「第五条」を「第五条の二」に、「こえる」を「超える」に改める。

第十五条第一項中「第五項」を「職員の定年等に関する条例第二条の規定により退職し、又は同条例第四条の規定により勤務した後退職し、その

退職の日の翌々日以後に同条例第五条第一項の規定により採用された者であつたもの及びこれに準ずる者（以下この条において「再任用職員等」という。）並びに第五項に改め、同項第一号中「この条において」を削り、同条第三項中「第六項」を「再任用職員等及び第六項」に改め、同条第五項中「第七項」を「再任用職員等及び第七項」に改め、同条第六項中「第八項」を「再任用職員等及び第八項」に改め、同条第七項及び第八項中「退職した職員」の下に「（再任用職員等を除く。）」を加える。

第十六条の次に次の一条を加える。

（遺族からの排除）

第十六条の二 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

一 職員を故意に死亡させた者

二 職員の死亡前に、当該職員の死亡によつて退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

（退職手当の返納）

第十七条の二 退職した者に対し一般の退職手当等の支給をした後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事案件に關し禁錮以上の刑に処せられたときは、その支給をした一般の退職手当等の額のうち次に掲げる額を返納させることができる。ただし、第十五条第一項、第五項は第七項の規定による退職手当の支給を受けていた場合（受けることができた場合を含む。）は、この限りでない。

一 一般の退職手当等の支給を受けていなければ第十五条第三項、第六項又は第八項の規定による退職手当の支給を受けることができた者であつた場合 一般の退職手当等の額からこれらの規定により算出される金額を控除して得た額

二 前号に掲げる場合以外の場合 一般の退職手当等の額の全額

2 前項の規定により一般の退職手当等の額を返納させる場合には、その旨を記載した書面で通知しなければならない。

附則第四項中「第五条まで」を「第五条の二まで」に改め、同項第一号中「、第四条第三項」を削る。

附則第六項各号列記以外の部分中「年令」を「年齢」に、「勧しよう」を「勧奨」に改め、同項第一号中「勧しよう」を「勧奨」に、「日本専売公社」を「日本国有鉄道若しくは日本電信電話公社」を「日本たばこ産業株式

3 前二項の規定は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者が在職期間（その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。次条第一項において同じ。）中の行為に係る刑事事件に関し起訴されたときについて準用する。

第十七条の次に次の一条を加える。

会社法（昭和五十九年法律第六十九号）附則第十二条第一項の規定による解散前の日本専売公社（以下「旧専売公社」という。）、日本国有鉄道若しくは日本電信電話株式会社法（昭和五十九年法律第八十五号）附則第四条第一項の規定による解散前の日本電信電話公社（以下「旧電信電話公社」という。）に、「行なつて」を「行つて」に、「附則第三項の規定によ

り大蔵大臣が指定するものの職員」を「附則第三項第三号の規定により内閣総理大臣が指定するものの職員（以下「外国政府職員等」という。）に改める。

附則第八項第一号中「外国政府又は日本政府若しくは外国政府と特殊の関係があつた法人で外国において日本専売公社、日本国有鉄道若しくは日本電信電話公社の事業と同種の事業を行なつたもので、国家公務員等退職手当法施行令附則第三項第三号の規定により内閣総理大臣が指定するものの職員（以下「外国政府職員等」という。）」を「外国政府職員等」に改める。

附則第十七項中「第五条まで」を「第五条の二まで」に改める。

附則に次の二項を加える。

25 昭和六十年四月一日に現に在職する職員で旧専売公社又は旧電信電話公社の職員としての在職期間（以下この項において「旧公社の職員としての在職期間」という。）を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧公社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。

26 昭和六十年三月三十一日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となつた場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律

第七十一号）第四条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第八十七号）第五条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法第二条第二項に規定する職員としての引き続いた在職期間及び昭和六十年四月一日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

附 則 (施行期日等)

1 この条例は、昭和六十一年四月一日から施行し、この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）附則第六項、第八項、第二十五項及び第二十六項の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。

2 新条例第六条の二の規定はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う勧奨について、新条例第十七条第三項及び第十七条の二の規定は施行日以後の退職に係る退職手当について適用する。

（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

3 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年七月鳥取県条例第三十六号。以下「条例第三十六号」という。）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「第五条まで」を「第五条の二まで」に改める。

附則第五項中「こえる」を「超える」に、「第七条」を「第五条の二、

第七条」に改める。

附則第六項、第十二項、第十四項、第三十二項及び第三十三項中「第五条まで、」を「第五条の二まで、」に改める。

(経過措置)

4 施行日の前日に在職する職員が施行日以後に退職した場合において、

その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例

第三条から第五条まで、第七条若しくは附則第四項又は前項の規定による改正前の条例第三十六号附則第三項から第六項まで、第十二項、第十五項の規定により計算した場合の退職手当の額が、新条例第三条から第

四項から第十六項まで、第三十一項から第三十三項まで若しくは第三十

五項の規定による改正後の退職手当の額が、新条例第三十五条から第

五条の二まで、第七条若しくは附則第四項又は前項の規定による改正後の条例第三十六号附則第三項から第六項まで、第十二項、第十四項から

第十六項まで、第三十一項から第三十三項まで若しくは第三十五条の規定による退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

5 前項の規定は、施行日の前日に職員の退職手当に関する条例第九条第

五項に規定する他の公務員、教育長等若しくは常勤の委員等（以下「他の公務員等」という。）として在職する者又は同日に同項第四号に規定

する特定地方公社等職員（以下「特定地方公社等職員」という。）として在職する者のうち職員から引き続いて特定地方公社等職員となつた者で、他の公務員等又は特定地方公社等職員として在職した後引き続いて

職員となつたものが施行日以後に退職した場合について準用する。この

場合において、前項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する給与の額」と読み替えるものとする。

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十一年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第七号

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部を改正する条例
鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例（昭和四十五年三月鳥取県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「六十五歳以上の」を「六十五歳に達した日以後最初に到来する共済制度の加入の承認を受けた日の年単位の応当日に達している」に改める。

第十四条第一項中「加入の期間」を「その死亡の日まで継続する共済制度の加入の期間（次項において「加入期間」という。）」に改め、同条第二項中「二万円」を「加入期間に応じ、次に掲げる額」に改め、同項に次

の三号を加える。

- | | |
|---------------------|-----|
| 一 加入期間が一年以上五年未満のとき | 二万円 |
| 二 加入期間が五年以上二十年未満のとき | 五万円 |
| 三 加入期間が二十年以上のとき | 十万円 |
- 第十四条第三項中「三万円」を、「その死亡の日まで継続する特約条項又は口数追加条項の付加の期間（以下この項において「附加期間」という。）に応じ、次に掲げる額」に、「特約条項又は口数追加条項の付加の期間」を「附加期間」に改め、同項に次の三号を加える。

- 一 附加期間が一年以上五年未満のとき 二万円

- 二 附加期間が五年以上二十年未満のとき 五万円

- 三 附加期間が二十年以上のとき 十万円

- 別表第一の一の表を次のように改める。

加入時の年齢の区分	掛金（月額）
三十五歳未満の者	一、四〇〇円
三十五歳以上四十歳未満の者	一、九〇〇円
四十歳以上四十五歳未満の者	二、六〇〇円

附 則

- 1 この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例（以下「共済条例」という。）第二条第四項に規定する心身障害者扶養共済制度に加入している者（昭

和五十四年十月一日以後に当該制度に加入した者であつて、その加入時において共済条例第二十条の規定により適用される年齢が四十五歳以上であつたものを除く。）についてこの条例による改正後の共済条例第五条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「別表第一」とあるのは「鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部を改正する条例（昭和六十一年三月鳥取県条例第七号）附則別表」と、「二十年」とあるのは「二十五年」とする。

3 施行日前に支給事由の生じた弔慰金の額については、なお従前の例による。

附則別表（附則第二項関係）

昭和六十一年四月一日における年齢の区分	掛金（月額）
三十五歳未満の者	一、四〇〇円
三十五歳以上四十歳未満の者	一、九〇〇円
四十歳以上四十五歳未満の者	二、六〇〇円
四十五歳以上の者	三、二〇〇円

敬老年金助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十一年三月二十二日

鳥取県条例第八号

敬老年金助成条例の一部を改正する条例

敬老年金助成条例（昭和四十七年三月鳥取県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（定義）

第二条 この条例において「高齢者」とは、次の要件を満たす者をいう。

一 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。

以下「改正法」という。）附則第三十二条第一項の規定により老齢福祉年金の支給を受ける権利を有していること。

二 改正法附則第三十二条第九項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第七十九条の二第五項において準用する同法

第六十六条第二項の規定により老齢福祉年金の全部の支給が停止されていること。

三 県内に住所を有していること。

第三条中「（国民年金法第六十五条第三項ただし書又は第六十六条第二項（これらの規定を同法第七十九条の二第五項において準用する場合を含む。）若しくは第四項の規定により福祉年金（厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第二十一条第四項の規定により国民年金法による老齢福祉年金とみなされる老齢特別給付金を含む。以下同じ。）の支給が停止されている者（同法第七十九条の二第五項において準用する同法第六十六条

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第二項の規定により福祉年金の一部の支給が停止されている者を除く。）に限る。」を削る。

附 則

1 この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。

2 昭和六十一年三月までの分の年金の支給に対する助成については、な
お従前の例による。

鳥取県旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。
昭和六十一年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第九号

鳥取県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県旅館業法施行条例（昭和三十三年十月鳥取県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第三条第三項第三号」の下に「（法第三条の二第二項及び法第三条の三第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

第三条中「第三条第四項」の下に「（法第三条の二第二項及び法第三条の三第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、昭和六十一年六月二十四日から施行する。

鳥取県結核診査協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十一年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十号

鳥取県結核診査協議会条例の一部を改正する条例

鳥取県結核診査協議会条例（昭和二十六年九月鳥取県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「法律第九十六号」の下に「。以下「法」という。」を加え、「外」を「ほか」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（設置に関する特例）

第一条の二 法第四十八条第二項の規定に基づき、鳥取保健所及び郡家保健所について並びに米子保健所及び根雨保健所について、それぞれ一の協議会を置くものとする。

第二条 協議会の名称は、次のとおりとする。

（協議会の名称）

第二条 協議会の名称は、次のとおりとする。

名 称	鳥取県鳥取・郡家保健所結核診査協議会
関 係 保 健 所	鳥取保健所及び郡家保健所

鳥取県鳥取・郡家保健所結核診査協議会	鳥取保健所及び郡家保健所
鳥取県倉吉保健所結核診査協議会	倉吉保健所

第八条から第十条までを削り、第十一條中「外」を「ほか」に改め、同条を第八条とする。

附 則

この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。

鳥取県改良普及員資格試験条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十一年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十一号

鳥取県改良普及員資格試験条例の一部を改正する条例

鳥取県改良普及員資格試験条例（昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「農業改良研究員、専門技術員及び改良普及員の任用資格等を定める政令」を「、農業改良助長法施行令」に、「第百四十八号」を「第

百四十八号。」に、「基き」を「基づき」に改める。

第四条第一項第一号中「除く。」の下に「、都道府県立農業講習施設

(短期大学において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者を受講資格とする修業年限が二年以上のものに限る。) 又は財團法人農民教育協会鯉渕学園普及専攻科」を加え、同項

第二号中「都道府県立農業講習所」を「都道府県立農業講習施設(前号に掲げるものを除く。以下同じ。)」に改め、「財團法人農民教育協会鯉渕学園」の下に「(普及専攻科を除く。)」を加え、同項第三号中「都道府

県立農業講習所」を「都道府県立農業講習施設」に改める。

第十条第一項中「二千円」を「二千六百円」に改める。

附 則

この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。

鳥取県農業改良普及所の位置、名称及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十一年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十二号

鳥取県農業改良普及所の位置、名称及び管轄区域を定める条例の一
部を改正する条例

鳥取県条例第十三号

病害虫防除所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例の一部を改
正する条例

病害虫防除所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例(昭和四十一年
三月鳥取県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

名 称	位 置	管 轄 区 域
鳥取県病害虫防除所		
鳥 取 市	鳥取県の区域	

鳥取県農業改良普及所の位置、名称及び管轄区域を定める条例(昭和三
十三年十月鳥取県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

本則の表倉吉農業改良普及所の項中「、大栄町」を削り、同表東伯農業
改良普及所の項中「東伯町及び」を「大栄町、東伯町及び」に改める。

附 則

この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。

昭和六十一年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

附 則

この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。

鳥取県団体営土地改良事業助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十一年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十四号

鳥取県団体営土地改良事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県団体営土地改良事業助成条例（昭和四十二年三月鳥取県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表の表中「百分の十」を「百分の五」に、「百分の二十」を「百分の十五」に、「ほ場整備事業」を「土地改良総合整備事業（区画整理事業を基幹事業とするものに限る。）」に、「百分の二十五」を「百分の二十」に、「過疎地域及び知事が特に必要と認める地域」を「及び過疎地域」に、「百分の三十」を「百分の二十五」。ただし、事業の施行地域の平均こう配が三十分の一以上である場合にあつては、百分の三十」に改める。

附 則

1 この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。ただし、別表の表の改正規定中「ほ場整備事業」を「土地改良総合整備事業（区画整理事

業を基幹事業とするものに限る。）」に改める部分は、公布の日から施行する。

2 昭和六十二年四月一日前に開始された土地改良事業に係る補助金（当該土地改良事業のうち昭和六十六年四月一日以後に行われる部分に係る補助金を除く。）については、なお従前の例による。

鳥取県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十一年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十五号

鳥取県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

鳥取県港湾施設管理条例（昭和三十五年四月鳥取県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

この条例において「港湾施設」とは、法第二条第五項に規定する港湾施設（同条第六項の規定により港湾施設とみなされるものを含む。）のうち、県が管理するものをいう。

別表を次のように改める。

別表（第六条関係）

		港湾施設の種類		区	分	使 用 料	单 位	金 額
港湾施設用地		岸壁及び物揚場		総トン数が五トン以上の船舶を係留する場合		五円	総 ト ン 数 一 ト ン に つ き 一 係	五 円
船舶のための給水施設		貨物の一時置場として使用する場合		使用期間(荷役の日を除く。)が一五日までのとき。		四円	使 用 面 積 一 平 方 メ ー ト ル に つ き 一 日	四 円
野積場		使用期間(荷役の日を除く。)が一五日を超えるとき。		使用面積(荷役の日を除く。)が一五日を超えるとき。		六円	使 用 面 積 一 平 方 メ ー ト ル に つ き 一 五 日 を 超 え る 一 日	六 円
未舗装の野積場を使用する場合		未舗装された野積場を使用する場合		使用期間が三〇日までのとき。		七円	使 用 面 積 一 平 方 メ ー ト ル に つ き 一 七 円 を 超 え る 一 日	七 円
知事が別に定める時間内に使用する場合		使用期間が三〇日を超えるとき。		使用面積(荷役の日を除く。)が一五日を超えるとき。		一七円	使 用 面 積 一 平 方 メ ー ト ル に つ き 一 七 円 を 超 え る 一 日	一七 円
建築物		使用期間が三〇日を超えるとき。		使用面積(荷役の日を除く。)が一五日を超えるとき。		二五円	使 用 面 積 一 平 方 メ ー ト ル に つ き 一 二 五 円 を 超 え る 一 日	二五 円
建物		使用面積(荷役の日を除く。)が一五日を超えるとき。		使用面積(荷役の日を除く。)が一五日を超えるとき。		三三〇円	使 用 面 積 一 平 方 メ ー ト ル に つ き 一 三 三 〇 円 を 超 え る 一 日	三三〇 円
電柱又は電柱の支線若しくは支柱		電柱又は電柱の支線若しくは支柱		給水量一立方メートルにつき一年		四九五円	給 水 量 一 立 方 メ ー ト ル に つ き 一 四 九 五 円	四九五 円
送電塔		街灯(電柱であるものを除く。)		使用面積一平方メートルにつき一年		七一〇円	使 用 面 積 一 平 方 メ ー ト ル に つ き 一 七 一 〇 円 を 超 え る 一 日	七一〇 円
水管、下水道その他管類		水管、下水道その他管類		長さ一メートルにつき一年		二七〇円	長 さ 一 メ ー ト ル に つ き 一 二 七 〇 円	二七〇 円
看板又は広告板		外径が〇・四メートル未満のもの		使用面積一平方メートルにつき一年		一〇〇円	使 用 面 積 一 平 方 メ ー ト ル に つ き 一 一 〇 〇 円 を 超 え る 一 日	一〇〇 円
その他の工作物		外径が一メートル未満のもの		使用面積一平方メートルにつき一年		五二〇円	使 用 面 積 一 平 方 メ ー ト ル に つ き 一 五 二 〇 円 を 超 え る 一 日	五二〇 円
その他の工作物		表示面積一平方メートルにつき一年		使用面積一平方メートルにつき一年		三、六〇〇円	表 示 面 積 一 平 方 メ ー ト ル に つ き 一 三 、 六 〇 〇 円 を 超 え る 一 日	三、六〇〇 円
その他の工作物		使用面積一平方メートルにつき一年		使用面積一平方メートルにつき一年		七一〇円	使 用 面 積 一 平 方 メ ー ト ル に つ き 一 七 一 〇 円 を 超 え 	七一〇 円
その他の工作物		使用面積一平方メートルにつき一年		使用面積一平方メートルにつき一年		六〇円	使 用 面 積 一 平 方 メ ー ト ル に つ き 一 六 〇 円 を 超 え る 一 日	六〇 円
工作物を設置しない場合		工作物を設置する場合		工作物を設置する場合				

備考

一 係留が二十四時間を超えるときは、二十四時間までごとに一係留とする。

二 使用面積若しくは表示面積、給水量若しくは長さが一平方メートル（野積場にあつては、十平方メートル。以下同じ。）、一立方メートル若しくは一メートル未満であるとき、又はこれらの面積、給水量若しくは長さ若しくは総トン数に一平方メートル、一立方メートル、一メートル若しくは一トン未満の端数があるときは、一平方

メートル、一立方メートル、一メートル又は一トンとして計算する。

三 使用料の額が年額で定められているものに係る使用期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは月割りをもつて計算し、なお一月未満の端数があるときは一日割りし、使用料の額が月額で定められているものに係る使用期間が一月未満であるとき、又はその期間に一月未満の端数があるときは日割りをもつて計算する。

四 一件の使用料の額が百円未満である場合における当該使用料の額は、百円とする。

附 則

この条例は、昭和六十一年四月二十三日から施行する。

鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十一年三月二十二日

鳥取県条例第十六号

鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例

鳥取県立高等学校等設置条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第五条の表中

鳥取県立白兎養護学校	鳥取市
------------	-----

鳥取県立白兎養護学校	鳥取市
鳥取県立倉吉	

養護学校	鳥取市
倉吉市	

附 則

に改める。

この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。

昭和六十一年三月二十二日

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次
尾邑 次

鳥取県条例第十七号

(防犯部の所掌事務)
鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

鳥取県警察職員定員条例（昭和三十二年三月鳥取県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「二三五人」を「二三四人」に改める。

附 則

この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。

第四条の二 防犯部においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 犯罪の予防に關すること。
- 二 少年非行の防止に關すること。
- 三 保安警察に關すること。
- 四 外勤警察に關すること。
- 五 警衛に關すること。
- 六 犯罪統計に關すること。

第五条第二号を削り、同条第三号中「警衛及び」を削り、同号を同条第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 警護に關すること。

第五条第四号中「災害情報」を「災害警備」に改める。

附 則

この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和六十一年三月二十一日

鳥取県条例第十八号

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例（昭和三十七年十月鳥取県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「四部」を「五部」に、「刑事部」を「防犯部」に改める。

第四条中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を削り、第六号を第三号とし、同条の次に次の一条を加える。

鳥取県条例第十九号

鳥取県倉吉労政事務所設置条例を廃止する条例

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和六十一年三月二十一日

鳥取県倉吉労政事務所設置条例を廃止する条例をここに公布する。

鳥取県倉吉労政事務所設置条例（昭和三十一年九月鳥取県条例第三十九号）は、廃止する。

附 則

この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。

鳥取県子牛生産検査条例を廃止する条例をここに公布する。

昭和六十一年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十号

鳥取県子牛生産検査条例を廃止する条例

鳥取県子牛生産検査条例（昭和四十二年三月鳥取県条例第五号）は、廃止する。

附 則

この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。

鳥取県みつばち転飼条例を廃止する条例をここに公布する。

昭和六十一年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十一号

鳥取県みつばち転飼条例を廃止する条例

鳥取県みつばち転飼条例（昭和四十八年三月鳥取県条例第七号）は、廃止する。

附 則

この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。

昭和六十一年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十二号

鳥取県水産試験場手数料条例を廃止する条例

鳥取県水産試験場手数料条例（昭和三十二年三月鳥取県条例第七号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

昭和61年3月22日 土曜日

鳥取県国民体育大会開催基金条例を廃止する条例をここに公布する。

昭和六十一年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十三号

鳥取県国民体育大会開催基金条例を廃止する条例

鳥取県国民体育大会開催基金条例(昭和五十六年三月鳥取県条例第一号)

は、廃止する。

附 則

この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。